

京都府における産業廃棄物税の在り方

平成15年11月

環境と産業活動に関する研究会

1 産業廃棄物の現状と対策

(1) 産業廃棄物処理の現状と課題

府内の産業廃棄物の排出量は平成6年度が6,310千t、平成13年度が5,540千t、また最終処分量については平成6年度が521千t、平成13年度が319千tとなっており、バブル崩壊後の経済情勢や最終処分場の逼迫等を背景に、排出量や最終処分量は減少傾向にあるものの、依然高い水準で推移している。

広域移動の状況について見ると、平成12年度において府外に搬出された産業廃棄物の総量は544千t、逆に府内に搬入された量は253千t、また最終処分量ベースでは、府外への搬出が225千t、府内への搬入が25千tであり、府は、産業廃棄物の流出県となっている。

また、府内における産業廃棄物最終処分場の残存容量は2,263千m³で、残余年数は約6年となっている(平成14年3月末現在)。

こうした状況から、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減するための施策を更に進めるとともに、適正な処理・処分が確保されるよう、再生施設等の中間処理施設や最終処分場の整備促進を図っていく必要がある。

不法投棄については、年により増減はあるものの、依然として悪質な案件が後を絶たない状況にある。

府は、不法投棄を許さない体制を確保するため、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を定め、平成15年4月から施行し、また、監視の強化と迅速な対応を図るため、機動班特別チームや不法投棄等監視員等の体制を充実させており、これらにより監視や指導により、不法投棄防止を徹底していく必要がある。

(2) 産業廃棄物政策の目標

このような状況の中で、府は、平成15年3月に「京都府循環型社会形成計画」を定め、廃棄物の排出削減等の目標を定め、産業廃棄物については、将来の排出量や最終処分量を次のように削減していく目標を掲げている。

	平成11年度	平成22年度	備考
排出量	550万t/年	567万t/年	3%増に抑制
再生利用率	36.4%	37.2%	
減量化率	56.8%	59.2%	
最終処分量	37万t/年	20万t/年	45.9%削減

これらの目標を達成し、循環型社会の形成を目指すために、減量化等の施策を推進するとともに、リサイクル施設等適正な処理施設、最終処分場の整備を推進していくこととしている。

(3) 産業廃棄物政策の取り組み

府は、循環型社会形成計画に定めた目標を達成するため、現在、事業者に対する減量化・リサイクルの指導・啓発、3R（発生抑制（リデュース）再使用（リユース）再生利用（リサイクル））推進のための社会システムづくりの検討、公共関与による適正処理施設の整備支援、適正処理のための規制、条例の制定や監視体制の強化による不法投棄対策等に取り組んでいる。

今後、循環型社会の構築を目指し前述の目標を達成するためには、これら従来から実施している啓発や指導、規制等の施策とともに、産業廃棄物の減量化促進、適正処理施設の整備促進に向けた、更なる取り組みを充実・強化していくことが必要である。

事業者に対する指導・啓発、システム作りの検討の例

環境トップランナー表彰

「エコ京都21」認定・登録制度(先進的取組事例紹介、表彰、先進事業所の認定・登録)

ゼロ・エミッション*誘導のための診断表の作成

ゼロ・エミッション*：ある事業場から排出される廃棄物等を、他の事業場で原材料等として利用するなどして、全体としての廃棄物の排出をゼロにしようとするもの

環境産業を育成するための技術的、経済的支援

産業廃棄物処理業者の情報提供

経済的手法の活用「環境と産業活動に関する研究会」

公共関与による適正処理施設の整備促進支援の例

(株)京都府環境保全公社、大阪湾フェニックス事業に対し支援(公共関与)

適正処理のための規制の例

廃棄物処理法、各種リサイクル法に基づく規制・周知徹底

不法投棄対策の例

不法投棄防止条例の制定(15年4月)

機動班特別チームの設置、産業廃棄物不法投棄等監視員の増員、監視カメラの配備、法投棄情報ダイヤルの常設等による監視体制の大幅な充実・強化

2 産業廃棄物税の役割と影響

産業廃棄物は、社会全体を通じた通常の産業活動の中から必然的に発生するものであり、その削減やリサイクルを促進するためには、法や条例による規制的手法や、従来型の啓発活動だけでは十分な対応ができず、産業活動や府民のライフスタイルのあり方そのものを、環境配慮型へ変換していくことが求められている。

このためには、事業者等に市場メカニズムを通じて廃棄物の削減に向けた行動を誘導する経済的手法として、産業廃棄物税を導入することが効果的である。すなわち、処理料金に課税分が上乘せされることにより、排出事業者や処理業者が排出抑制、再使用、再生利用など、「望ましい税回避行動」に向かうことが期待できる。税制度の存在による排出抑制、リサイクルへの誘導効果である。

ただし、誘導効果を数量的に示すためには、本来は課税分と排出抑制等を付加的に行う場合のコスト増を比較し検討する必要がある。産業廃棄物が多様な形態で処理が行われる中で処理料金も変動しており、リサイクル法の施行など様々な要因がある中で、課税による減量化効果のみ計算することは現状では困難であるが、今後、知見の積み重ね等により定量的把握を試みていくべきである。

また、その税収を事業者による減量化の促進、リサイクル施設の整備促進、適正処理の確保等の施策に充てることにより、循環型社会の構築に向けた事業者等の取り組みがより一層促進されるという効果が期待できる。

税収の活用による産業廃棄物の減量化等の効果については、既に三重県において実績があり、京都府においても同様の効果が期待できるが、京都府と三重県では産業構造が異なり、その結果として産業廃棄物の排出形態も異なる部分がある。このため、三重県等における成果をさらに把握するとともに、京都府における産業廃棄物の排出構造を把握し、税収の活用によって京都府において削減効果はどの程度見込まれるのか、効果的に税収を活用する方法は何かを検討しておく必要がある。

一方、産業廃棄物税により、不法投棄の増加や課税されない区域への流出などの「望ましくない課税回避行動」が起こる恐れも考えられるため、そのための対策を十分に検討する必要がある。

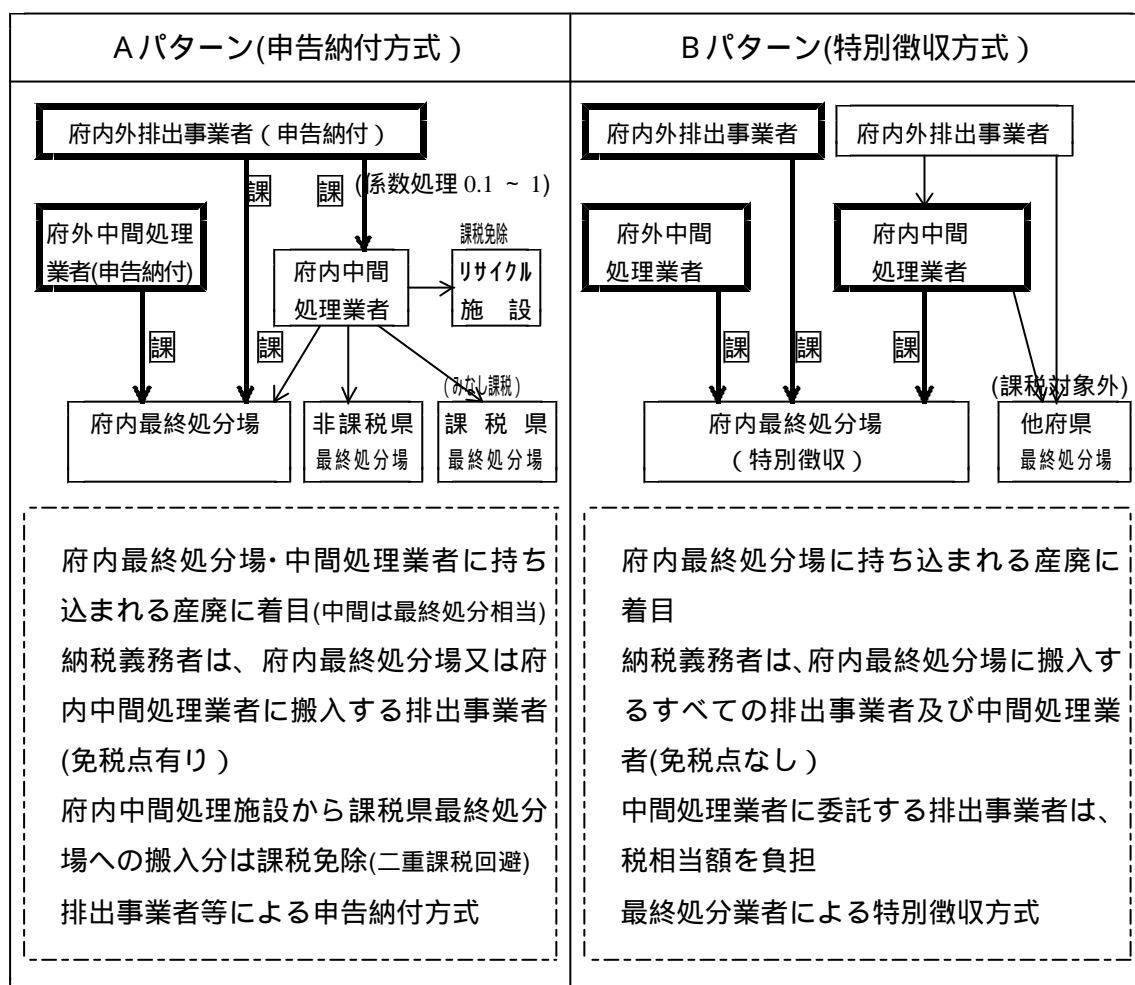
不法投棄の防止については、府は、産業廃棄物税については、不法投棄対策を十分講じた上で検討すべきとの方針のもと、警察との連携による機動班特別チームの配置など監視体制を大幅に充実・強化し、本年4月全国的にも厳しい内容を盛り込んだ「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を施行するなど、積極的な不法投棄対策を推進している。このような税逃れの不法投棄を助長しない体制を整備することが、産業廃棄物税導入の前提であり、今後、更に徹底した不法投棄対策を実施していく必要がある。

課税逃れのため産業廃棄物の流通経路を変更し、税制度のない府県へ流出する懸念がある。このため、税率については、産業廃棄物の運搬料金と比較して他府県への流出を誘発しない、即ち、課税逃れのため輸送経路を変更することのメリットが生じない額として設定することが必要である。

後述のように、税率は1000円/トンと設定しているが、この税額は1トンの産業廃棄物を20km運搬する運搬費用に相当するものであり、隣接府県における最終処分場の立地状況を考慮すれば、産業廃棄物の他府県流出を促すものではないと考えられる。

3 税制度案の方向について

産業廃棄物税制の方向について、産業廃棄物削減に向けた排出事業者等の取り組みをより適切に誘導していくという政策目的を達成する観点からの検討や、税制度としての公平さ・簡明さ、隣接府県との関係といった観点からの検討を行った。具体的には、産業廃棄物の排出に課税する手法として、現在、他府県において既に制度化されている税制度の実態から、次の2つの案を基に検討を行うこととした。



Aパターン(申告納付方式)は、排出事業者が自ら直接申告納付する方式であることから、税負担の実感により排出削減を行うという誘導効果の面で優れていると考えられる。しかし、申告納付という税制度の仕組み上、全排出事業者を対象とすることは現実には不可能であり、課税対象は、一部の排出事業者に限らざるを得ない。

Bパターン(特別徴収方式)は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する都度徴税することとなるため、すべての搬入者に対し課税することができ、その面で、広く排出事業者全体

に対し、排出削減の誘導効果を期待することができる。ただし、中間処理業者による処理を経て最終処分場に搬入される場合は、中間処理業者が納税義務者となるため、排出事業者に対する削減の誘導効果を持たせるためには、税が、中間処理業者から排出事業者に対し適正に転嫁される必要がある。

各方式ともそれぞれ長所を有するものであるが、以下により、特別徴収方式が、政策目的を達成する等の観点から、より適切な方式であると考えられる。

(1) 政策目的(産業廃棄物の排出抑制等)達成の観点

京都府の政策目標である循環型社会を形成していくためには、あらゆる分野で、あらゆる排出事業者を対象として、府民、産業界全体を通じて廃棄物の削減意識を高めていくことが重要である。産業廃棄物問題は、一部の大量排出事業者だけの問題と捉えるのではなく、すべての排出事業者が自らの問題として捉え、取り組みを進めていくことが重要である。この点で、「特別徴収方式」は、すべての排出事業者に負担を求める仕組みであり、産業界全体を通じて削減等の取り組みを進めていく観点から、適切な方式であると考えられる。

排出抑制等の政策目的達成という点からは、この方式によって、最終処分場に直接産業廃棄物を搬入する排出事業者は自らが納税義務者となるため、また中間処理業者に処理委託する排出事業者は税相当額の転嫁を通じ、減量化等を促進し又はリサイクル業者等へ処理委託するといったインセンティブが働くと考えられる。更に中間処理業者においても、より減量化やリサイクル効率を高めようとする動きが期待できる。

排出事業者に直接的に削減インセンティブを働かせるという観点からは、排出事業者自らが納税義務者となり直接申告納付をする「申告納付方式」が考えられるが、この方式は納税義務者が多数にわたるため、免税点を設けざるを得ず、その結果、排出抑制効果が一部の排出事業者に限られてしまうという問題がある。

また、本府において申告納付方式を採用すると、例えば最終処分量のカバー率(本来課税すべき全最終処分量に対する実際に課税対象となる最終処分量の割合)を6割以上確保する場合、免税点が200t/年となり、課税対象事業所数は約100社程度と全事業所(約4,500社)の2%に過ぎないこととなる。免税点を下げれば更に対象事業所数は増えるが徴税コストも肥大化し、活用できる税額(税収から徴税コストを差し引いた額)が減少するといった問題が生じる。徴税コストはできるだけ小さいことが望ましい。

特別徴収方式については、最終処分場への搬入量に対する課税であるため、排出事業者が中間処理業者に処理委託をする場合、排出事業者は納税義務者とはならず、排出事業者に対する削減インセンティブが間接的なものとならざるを得ないという課題がある。排出事業者は、中間処理業者に処理委託をする場合であっても、中間処理後の産業廃棄物の適正処理責任は依然として有しており、排出事業者責任の原則の観点から税の

適正な負担を求めるべきであり、また、削減誘導効果を持たせるために必要である。

産業廃棄物処理をめぐる力関係や契約形態の実態の中で、この価格転嫁が適正に行われるか否かが課題であるが、特別徴収方式を採用している他府県の条例を見ると、排出事業者と中間処理業者との関係については、税の適正な転嫁（中間処理業者から排出事業者に税相当額が転嫁され、排出事業者自らの削減意欲が働くようにする。）を前提とはしているものの、税条例上何ら触れられておらず明確ではない。

このため、府は、本方式による税制度を導入するに当たっては、特別徴収方式の課題に対応し税の適正な転嫁を確保するため、税制度において排出事業者の責務を明確にするべきである。その上で、実務上も中間処理業者から排出事業者に対する税相当分の転嫁が適正に行われ、排出事業者の削減誘導が促進されるような仕組みをできる限り工夫すべきである。具体的には、排出事業者が委託した産業廃棄物について税相当分の負担が明らかになるような方法（課税対象となる最終処分量が分かるように中間処理の種類ごとに処理後の標準減量化率を設定する、請求書へ税相当額を記載してもらうなど）を検討するとともに、適正転嫁のための指導、啓発の実施、また転嫁の実態を調査することなどについて検討すべきである。

（２）税制度としての公平さ、簡明さの観点

特別徴収方式は、最終処分搬入量に応じ（即ち、最終処分場の環境負荷に応じ）、すべての事業者には税負担を求めるものであり、その観点から公平である。また、税逃れをできるだけ防止し、税の公平性を保つという観点からも、課税客体の捕捉が容易な特別徴収方式の方が利点を有している。

さらに、申告納付方式は、排出事業者が１年間の搬入実績を集計し、納税額を計算しなければならないし、中間処理業者を経る場合には、中間処理施設における減量化率を考慮する、中間処理後に課税制度のある他府県処分場に搬入される場合には納税額から差し引くなどの作業も必要となるなど、排出事業者の負担が大きい。これに対し、特別徴収方式は、最終処分場への搬入の時点でそのつど課税するものであり、申告納付方式と比べて制度が簡明である。

（３）隣接府県との関係

滋賀、三重県において申告納付方式の税制度が、奈良県において特別徴収方式の税制度がそれぞれ制定されている。既に異なった税制度が隣接府県において導入されている状況にある。京都府が申告納付方式を採用する場合には、他府県の最終処分場に搬入される産業廃棄物についても課税対象となるため、課税府県との二重課税の回避策を講じる必要があるが、特別徴収方式の場合、府内最終処分場への搬入のみを課税対象として

いるため、二重課税の問題を発生させない。加えて、隣接府県が共に申告納付方式を採用し免税点を設定した場合、両府県の免税点を利用した課税逃れも危惧される。



循環型社会を構築するために、すべての排出事業者を対象に、産業界全体として産業廃棄物の削減意識を高めてもらうため、特別徴収方式による課税とする。

ただし、中間処理業者に処理委託する場合において、税負担分が排出事業者に適正に転嫁され、排出事業者の削減意欲が促進されるよう、中間処理業者に委託する者の責務を明確化するなど、工夫が必要である。

4 税制度案の仕組みについて

(1) 納税義務者

府内の廃棄物最終処分場に産業廃棄物を埋立て処分のために搬入する排出事業者又は中間処理業者とする。

(2) 課税対象

府内の廃棄物最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為を課税対象とする。

これは、環境への負荷が生じる埋立処分に着目した考え方であり、これにより、産業廃棄物の減量化やリサイクル等による再資源化が期待できる。

(3) 課税標準

府内の廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

この場合、容量で産業廃棄物処分量を管理している実態もあるため、容量と重量との間で換算率を設定する必要がある。

(4) 税率

1,000円/トンとする。

税率1,000円/トンは、1トンの産業廃棄物を20km運搬する運搬費用に相当するものであり、隣接府県における最終処分場の立地状況を考慮すれば、産業廃棄物の他府県流出を促すものではない考えられる。

また、隣接の滋賀、三重、奈良県ほかすべての産業廃棄物税制定府県がこの税率を採用しており、隣接府県等との均衡上からも望ましいと考えられる。

(5) 徴収方法

府内最終処分業者による特別徴収方式とする。

この場合、最終処分業者については、特別徴収義務者として、本制度の運営に協力していただき、徴税事務の負担をお願いすることとなるため、実施に当たっては十分な理解を得る必要がある。

(6) 検討

産業廃棄物の排出抑制等を目的に導入するものであり、その効果や施行状況等を確認し、その状況に応じ、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講じる必要がある。このため、税の施行状況について必要な調査を行うとともに、5年程度の期間を目途に、制度の見直しを行うこととすることが望ましい。

5 循環型社会に向けた税収の活用について

循環型社会づくりに向けた事業者等の活動をより一層高めていくために、税収については、以下の施策に活用していくことが考えられる。具体的には、税導入段階において、府の産業廃棄物処理の状況や税収の状況に応じて検討していく必要がある。

産業廃棄物の減量化の推進

環境の世紀にふさわしい技術やシステムの開発促進と産業活動への支援を行う。

- ・ 府内の排出事業者が行う、リサイクル施設や減量化システムの整備
- ・ 企業、団体等が取り組む先進的なリサイクル技術の研究開発や事業化の支援

適正処理施設の整備推進(リサイクル施設、最終処分場等の整備支援)

産業廃棄物のリサイクルを促進し、処理の安全性、信頼性を高めるための産業廃棄物処理業者等の取り組みを支援する。

産業廃棄物処理情報の共有化等推進

排出事業者等の支援のための廃棄物処理・再生利用等の技術情報、処理業者情報等の整備、優良処理業者育成のための情報提供システムの検討、隣接府県等との情報の共有化促進。

6 おわりに

ここで示した制度案は、税制度の簡明さを確保しつつ、全排出事業者に税負担を求め、かつ廃棄物処理の原則である排出事業者責任を最大限求めるようにした案である。産業廃棄物税の導入により、税収を産業廃棄物の排出抑制等に活用するとともに、税制度の存在により、排出事業者の減量化インセンティブを働かせるべきであり、中間処理を委託する排出事業者に対して、排出者としての責務を自覚してもらい、削減の努力を求めていくことの意義は極めて大きい。

事業者や処理業者に対するヒヤリングを実施した結果、様々な意見が出された。京都府は、産業廃棄物税を導入するに当たっては、これらの意見を真摯に受け止め、できる限り、税に関係する方々との合意の形成を図っていくべきである。

産業界からは、産業廃棄物行政は一般財源の中で対処すべきではないか、財源確保のための税制度の導入には反対である、導入には時期尚早であるといった意見、また、産業廃棄物処理業界からは、産業廃棄物排出事業者と中間処理業者との取引関係によっては、産業廃棄物処理をめぐる力関係の中で税の適正な転嫁ができなくなるといった意見もあった。

今後、税制度を具体化するに当たっては、京都府においては不法投棄対策を徹底し、循環型社会形成計画を策定し総合的な産業廃棄物行政の中に税制度を位置付けた上で検討に入ったという経緯を明確にするとともに、産業廃棄物税の目的、即ちこの産業廃棄物税制度が一般的な財源確保のためのものではなく、産業廃棄物政策の達成を目的としたものであり、従って税収もその目的のためのみに充てられることを、排出事業者、中間処理業者、最終処分業者に対し十分説明し、理解を得ていく必要がある。

また、税の転嫁問題については、このまとめにおいて特に言及したところであり、適正かつ円滑な転嫁が確保されるよう、今後、事業者等の意見も聴き具体的な方法を検討していく必要がある。

更に、府民の生活と環境を守るという府の立場としては、産業廃棄物税は府産業廃棄物施策の一環であるという認識の下、広く府民全体に対しても、税の周知等を通じて廃棄物の減量化、リサイクルに向けた気運が醸成されるよう意識啓発等に努めるべきである。

京都府に隣接する、滋賀、三重、奈良県において、税制度自体は各府県の状況に対応し異なった制度が導入されているが、京都府において税制度を制定し、近畿東部において連担した広域圏域で産業廃棄物税が導入される意義は大きい。特に府は産業廃棄物の流出県であり、府の産業廃棄物の排出抑制、資源化等が全体として促進されるためにも、これら隣接府県と連携し、的確な運用を図っていく必要がある。例えば、近畿各府県が共同し、広域の産業廃棄物情報のネットワークや、情報交換等の体制を作ることなどが考えられる。

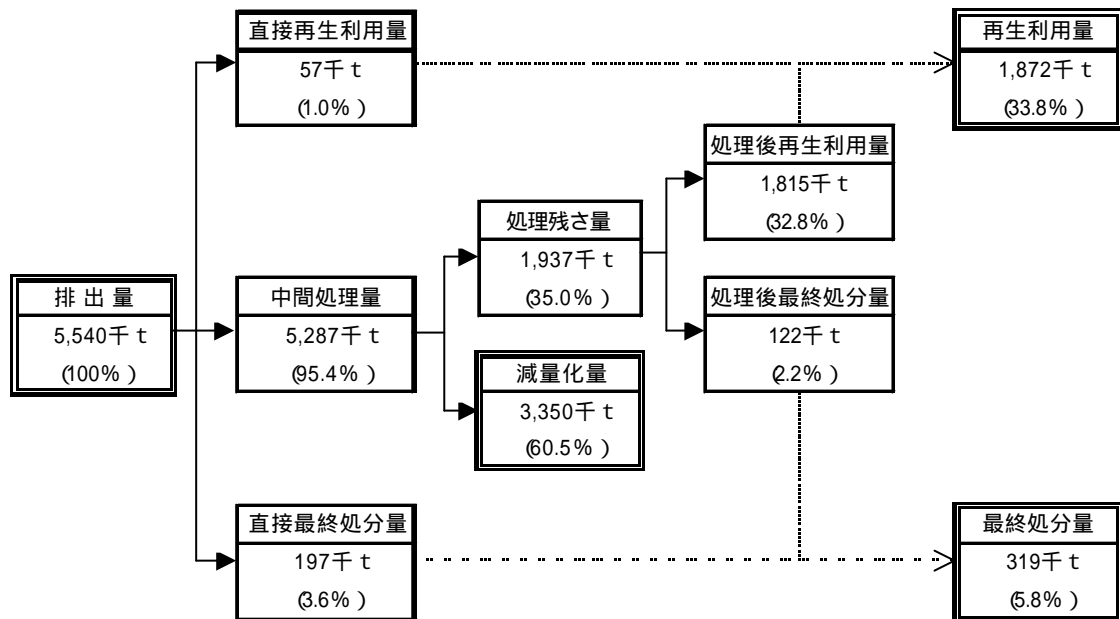
産業廃棄物処理の将来の方向を見据えた場合、産業廃棄物に係る情報の視点は重要である。産業廃棄物の情報管理が変われば、産業廃棄物処理の実態も変わりうる。産業廃棄物税の導入に当たっても、税の徴収事務等を通じて産業廃棄物の情報を把握しそれを産業廃棄物行政に活かしていくという側面があることを考慮する必要がある。

特別徴収方式については、最終処分業者に産業廃棄物を搬入する時点で課税されるため、その時点での産業廃棄物情報を把握することが可能であり、この情報を産業廃棄物行政に生かす方途を検討すべきである。ただし、この場合、中間処理を経る場合は排出事業者まで遡って情報を把握することは困難であるため、本税制度の運用に当たっては、税制度による情報把握とともに、他の産業廃棄物に係る調査なども利用し、産業廃棄物の流れを全体として把握するようにしていく必要がある。

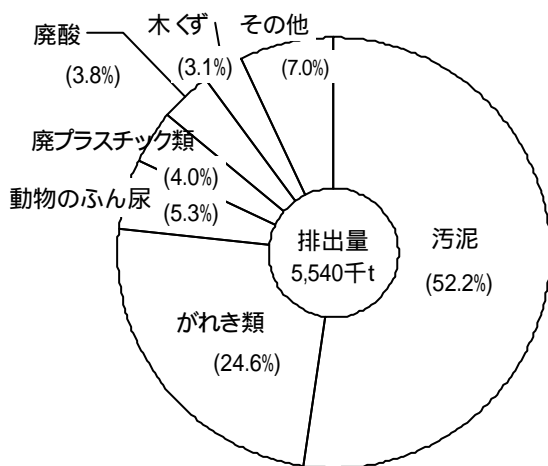
産業廃棄物税案の骨子

項 目	内 容
目 的	循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理を促進することを目的とする。
仕 組 み	<pre> graph TD A["府内外排出事業者 (納税義務者)"] -- "[課税]" --> C["府内外最終処分場 (特別徴収義務者)"] B["府内外排出事業者"] --> D["府内外中間処理業者 (納税義務者)"] D -- "[課税]" --> C B -.-> E["他府県最終処分場"] E -.-> F["(課税対象外)"] </pre> <p style="text-align: right;">府に申告納入</p>
ポイント	府内最終処分場に持ち込まれる産廃に着目 納税義務者は、府内最終処分場に搬入するすべての排出事業者及び中間処理業者（免税点なし） 中間処理業者に処理を委託する排出事業者は、税相当額を負担 最終処分業者による特別徴収方式
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者（府内最終処分場へ産業廃棄物を搬入する者）
課税標準	府内最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量（ t ）
徴 収 方 法	最終処分業者による特別徴収
特別徴収義務者	府内最終処分業者
税 率	1 , 0 0 0 円/ t (20km/tの運搬料に相当、産廃流通変化を起こさせない金額。近隣県とも整合)
税収規模	8 9 百万円(将来推計値)
徴税コスト	1 1 百万円
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の減量化の推進(減量化・リサイクル技術の研究開発等支援) ・ 適正処理施設の整備推進(リサイクル施設、最終処分場等の整備支援) ・ 産業廃棄物処理情報の共有化等推進(排出事業者のサポート、優良処理業者育成のための情報システム等の整備)
特 徴 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分に着目し課税。排出事業者や中間処理業者の処分量削減努力を求め、最終処分による環境負荷低減を目指す。 ・ 特別徴収方式とすることにより、制度の簡明さを確保。 ・ 条例の目的を規定。 ・ 中間処理業者に委託する排出事業者の責務を規定。

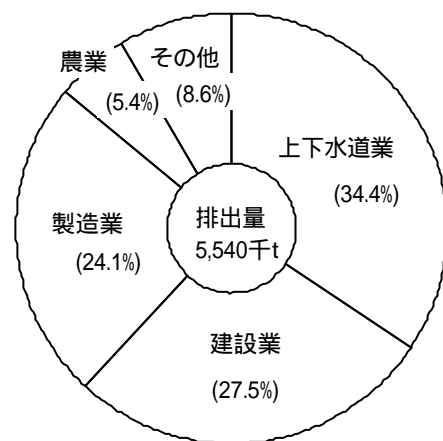
京都府における産業廃棄物の処理状況（13年度推計値）



排出量の内訳

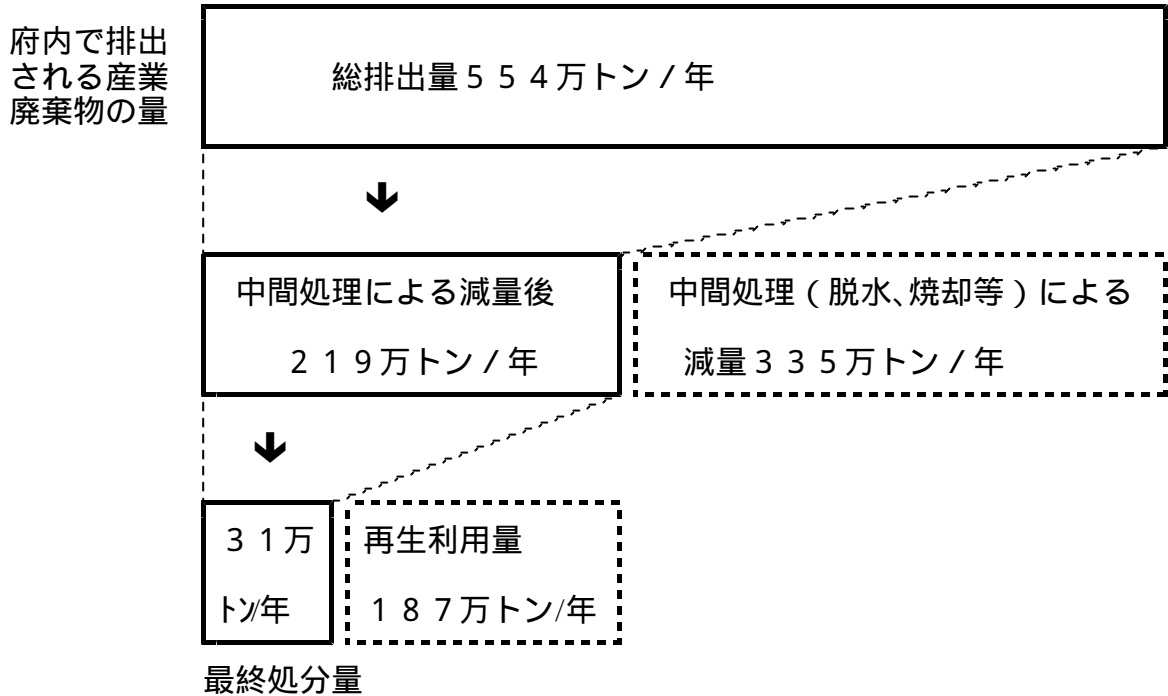


種類別排出状況

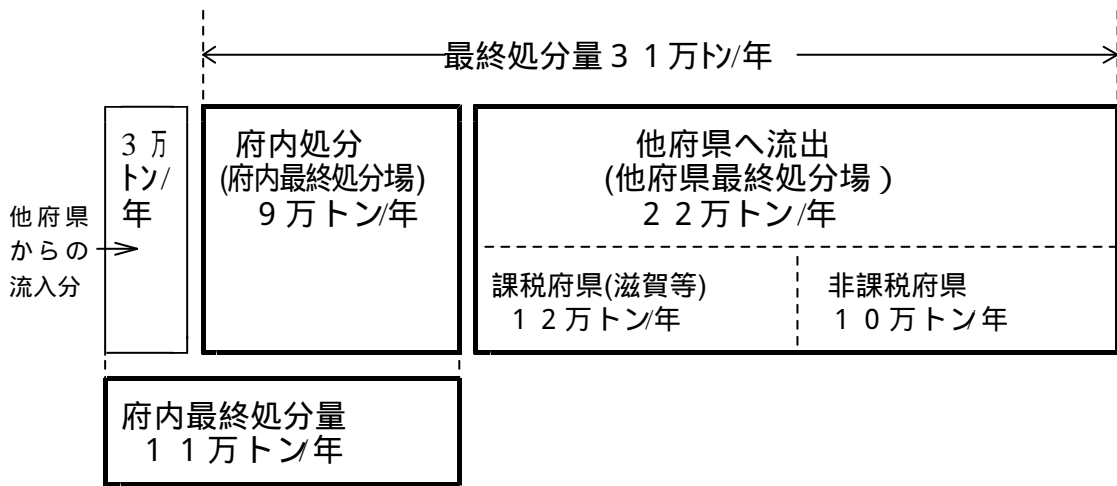


業種別排出状況

京都府における産業廃棄物処理の流れ（13年度）



最終処分量 31万トン/年の内訳



↓

将来最終処分量 8.9万トン/年（処分場の新設、廃止の動向から推定）

産業廃棄物税に係る他府県の状況

導入済（11団体 うち施行済み4団体）

（15年11月現在）

府 県 名		制 度 の 概 要	実施時期	備 考
申告納付方式	三重県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県外) 課税対象：県内の中間処理施設又は最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物 税率：1,000円/t（中間処理施設への搬入は減量化率を設定） 免税点：搬入量1,000t/年未満 徴収方法：申告納付	・13.6月議会可決 ・14.4.1施行	施行済み
	滋賀県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県外) 課税対象：県内の中間処理施設又は最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物 税率：1,000円/t（中間処理施設への搬入は減量化率を設定） 免税点：搬入量500t/年以下 徴収方法：申告納付	・15.2月議会可決 ・16.1.1施行	
特別徴収方式	岡山県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県内・外)	・14.6月議会可決 ・15.4施行	施行済み
	広島県	課税対象：県内の最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物		
	鳥取県	税率：1,000円/t 徴収方法：特別徴収（特徴者：最終処分業者）		
	青森県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県内・外)	・14.12月議会可決 ・16.1月施行	・県外からの事業者に対し、別途、環境保全協力金制度を共同で導入
	岩手県	課税対象：県内の最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物		
	秋田県	税率：1,000円/t 徴収方法：特別徴収（特徴者：最終処分業者） 中国3県方式と同じ		
奈良県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県内・外) 課税対象：県内の最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物 税率：1,000円/t 徴収方法：特別徴収（特徴者：最終処分業者）	・15.2月議会可決 ・16.4.1施行		
山口県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県内・外) 課税対象：県内の最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物 税率：1,000円/t 徴収方法：特別徴収（特徴者：最終処分業者）	・15.6月議会可決 ・16.4月施行予定		
新潟県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県内・外) 課税対象：県内の最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物 税率：1,000円/t 徴収方法：特別徴収（特徴者：最終処分業者）	・15.6月議会可決 ・16.4月施行予定		

導入に向けて検討中（14団体）

府 県 名	検 討 の 概 要 等	実施時期	備 考
宮城県	知事が導入の検討を表明(H15.1知事定例記者会見)	未定	
愛知県	導入に向けた検討を進めることを表明(H15.11)	未定	
兵庫県	近畿3知事会(H15.6)での発言(広域的に取り組むべき)を受け、検討中	未定	
徳島県	四国知事会議で産廃税同時期導入を表明(H15.6.12)	未定	
香川県			
愛媛県			
高知県	「地域環境税制懇話会」を設置し(H15.10)、検討中	未定	
島根県			
福岡県	納税義務者：排出事業者(県内・外)、中間処理業者(県外) 課税対象：県内中間処理施設・最終処分場への産廃の搬入 税率：1,000円/t(埋立処分)、800円/t(焼却処分) 徴収方法：特別徴収（特別徴収義務者：最終処分者、焼却者）	専門家会議によるまとめを公表(H15.9)	北九州市が産廃税を制度化(H14.6)
佐賀県	九州地方知事会に地方税制調査研究会を設置し、産廃税の導入を検討(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本)の5県)	未定	
長崎県			
大分県			
熊本県			
鹿児島県	知事が導入に向けた検討を進めることを表明(15年6月議会)	未定	

今後検討（11団体）

大阪府（課税自主権の活用検討委員会で検討(H12~13)。その後具体的な検討は無し）
和歌山県（税制検討会を設置し検討(H14~)。流出県であることを踏まえ導入適否を検討）
山形、福島、群馬、東京、富山、石川、福井、長野、宮崎

産業廃棄物税に対する関係団体等の意見概要

京都府産業廃棄物協会

- ・ 産業廃棄物税導入について、業界として反対。適正処理施設の整備が先決。
- ・ どうしても導入するのであれば、申告納付方式の方が良い。排出者が直接納税義務者となるので、排出者自らの排出抑制やリサイクルの機運が高まる。
- ・ 税導入により、非課税府県への搬出が増加し府内業者の取扱量が減少することを懸念する。
- ・ 特別徴収方式は、排出事業者への税の転嫁が出来なくなる恐れがある。
- ・ 実績の報告をしっかりとしない最終処分業者が出てくる恐れがある。
- ・ 税金は不法投棄対策でなく、適正な処理施設やリサイクル施設を作るために使うべき。

京都工業会会員の意見

- ・ 法定外目的税として産業廃棄物税を導入する必要があるのか疑問。
- ・ 排出事業者による申告納税方式の方がわかりやすいので好ましいように思う。
- ・ 税金により、処理料金が値上げされそうな感じがする。
- ・ 税収は、処理施設や最終処分場の確保、処理費用への助成金をお願いしたい。
- ・ 税が導入されたら、非課税府県の業者に委託を変える可能性はある。
- ・ 産廃処理業者に係る情報が不足していると感じる。

京都府建設業協会の意見

- ・ 公共工事の受発注が混乱している状況(落札価格の大幅な下落)を整理することが先決。
- ・ 建設業界は重層下請になっており、産業廃棄物税により不法投棄問題も起きやすい。
- ・ 産業廃棄物税をやるなら全てにかけるべきである。
- ・ 施主が産業廃棄物税を適正に見込むことができるような方法(契約方式等)とすべき。
- ・ 税導入により産廃は非課税府県に流れる。産業廃棄物税を実施するなら全国ベースとすべき。

京都商工会議所の意見

- ・ なぜ産業廃棄物税の導入が必要なのか。一般財源でなく法定外目的税が必要か疑問。
- ・ 税導入は、廃棄物行政の体系の中でその必要性、効果、他府県流出等の回避など十分検討すべきで、制定を急ぐべきでない。
- ・ 府財政が厳しいために短絡的に税を導入することには反対。
- ・ 申告納付方式は、企業内部で排出抑制し易いという意見もある一方、多量排出事業者だけでなく、全体に公平に課税すべきとの意見がある。
- ・ 大企業は、税に拘らず廃棄物削減について研究している。
- ・ 税の転嫁については、立場の弱いものが困らないように、原因者負担の原則を明確にし、費用請求ができるようにすべき。

産業廃棄物税の用途に係る先行県事例

リサイクル推進への支援

【三重県】

・産業廃棄物抑制等事業費補助金

業 種	補助事業の内容		削減対象産廃
ゴム製品製造業	研究開発	コルク/ラバー製オイルパンガasket射出成形化による廃棄物の発生源対策	ゴム廃棄物
食料品製造業	研究開発	食品残渣のバイオガス化技術実証及びメタンガス有効利用の研究開発	動植物性残さ
化学工業	研究開発	COS・Mudの回収、再資源化	無機性汚泥
ゴム製品製造業	研究開発	ゴム廃棄物のリサイクルと商品開発	ゴム廃棄物
食料品製造業	研究開発	排水設備から排出される有機汚泥のリサイクルの研究	有機性汚泥
一般機械器具製造業	設備機器整備	研削スラッジ分類固化設備導入計画	研削鉄粉
窯業・土石製品製造業	設備機器整備	コンクリートプラントからの産業廃棄物のリサイクル設備新設	汚泥
木材・木製品製造業	設備機器整備	樹皮を粉砕する廃棄物抑制設備の設置計画	樹皮
食料品製造業	設備機器整備	農産加工場から排出される動植物性残渣のリサイクル	動植物性残さ
建設業	設備機器整備	アスファルト再生装置を主体とした再生骨材100%の舗装本復旧材製造計画	がれき 廃アスファルト
食料品製造業	設備機器整備	大豆蒸煮釜から排出される煮汁のリサイクル	食品残さ 有機性汚泥

・産業廃棄物抑制等設備機器整備資金利子補給補助金

・企業環境ネットワーク支援事業費

・産業廃棄物リサイクル技術研究開発費

・廃棄物処理センター適正処理支援等事業費

【広島県】

・リサイクル関連研究開発費助成 (研究グループへの助成)

使用済みゴムクローラを対象とするゴム専用乾留装置の開発」

味利用有機資源についてコンポスト化と小型連続式炭化装置を組み合わせたシステムによる無農薬農業を目指した防除材へのリサイクル技術の開発」

味質系バイオマスの小型ガス化型高効率発電システムの開発」

・リサイクル施設整備費助成 (個別企業、組合への助成)

汚泥リサイクル施設整備「建設系の無機性汚泥等を、混練・球形化する技術を開発し、道路の上層路盤材用の骨材等として利用する。」

使用済み自動車の共同適正処理施設整備 「自動車解体業者が、使用済み自動車の解体作業等を共同化することにより、再資源化率の向上、廃棄物の減量化を図る。」

乾留式油化リサイクル施設整備 「因島島外で処理が行われている造船系の産業廃棄物(廃プラスチック類、繊維くず等)を島内で乾留油化し、燃料油として利用するほか、残さについても有効利用するなど、廃棄物の「自区内完結」を図る。」

【岡山県】

- ・資源循環推進事業の承認(ハード、技術開発、ソフト補助)
- ・木質バイオマス利用開発推進事業
- ・循環型ビジネス支援事業

意識啓発事業

【広島県】

- ・事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業(セミナー、ガイドブック作成)
- ・環(わ)の応援団支援事業

【岡山県】

- ・循環資源情報提供システムの整備、環境学習フロンティア事業、シンポジウムの開催、エコ事業所の認定、PR、児童を対象とした環境学習応援事業、瀬戸内海環境美化推進事業

適正処理推進

【三重県】

- ・産業廃棄物監視強化対策事業費

【広島県】

- ・不法投棄監視体制強化事業
- ・産業廃棄物処理業者情報公開支援事業
- ・地域廃棄物対策支援事業(市町村の不法投棄防止対策への支援)

【岡山県】

- ・産業廃棄物不適正処理防止強化事業
- ・監視指導体制強化事業

検 討 経 過

平成 15年

- | | | |
|-------|----------------------------|--|
| 初回会合 | 6月 19日 午後 3時30分～5時30分 | 京都府公館第 1会議室
会議の公開を決定、研究の趣旨、目的、進め方について説明 |
| 第 1 回 | 7月 23日 午前 10時 00分～ 12時 00分 | 京都府庁職員福利厚生センター
産業廃棄物税の制度設計に係る論点について検討
環境政策における経済的手法について検討 |
| 第 2 回 | 8月 20日 午後 2時 00分～ 4時 00分 | 京都府庁職員福利厚生センター
産業廃棄物税に係る京都府産業廃棄物協会ヒアリング
京都企業の環境経営に関する意識・ニーズ調査の検討 |
| 第 3 回 | 9月 11日 午前 9時 30分～ 12時 00分 | 京都府庁職員福利厚生センター
産業廃棄物税に係る京都工業会会員、京都府建設業協会会員ヒアリング
京都企業の環境経営に関する意識・ニーズ調査の検討 |
| 第 4 回 | 9月 22日 午前 9時 30分～ 12時 00分 | 京都府庁職員福利厚生センター
産業廃棄物税に係る京都商工会議所会員ヒアリング
京都企業の環境経営に関する意識・ニーズ調査の検討 |
| 第 5 回 | 11月 10日 午後 1時 00分～ 3時 00分 | 京都府庁職員福利厚生センター
産業廃棄物税のまとめの方向について検討 |
| 第 6 回 | 11月 28日 午後 3時 00分～ 4時 30分 | 平安会館
産業廃棄物税の在り方について検討、まとめ |

環境と産業活動に関する研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

《座長》

植 田 和 弘 (京都大学大学院経済研究科教授・地球環境学堂教授)

中 野 勝 仁 (京都総合経済研究所取締役調査部長)

西 垣 泰 幸 (龍谷大学経済学部教授)

服 部 良 子 (大阪市立大学大学院生活科学研究科助教授)